

【別記6】

一般社団法人東京農工大学同窓会 入会金及び会費に関する規則 (変更案)

(趣旨)

第1条 この規則は、一般社団法人東京農工大学同窓会定款(以下「定款」という。)第12条の規定に基づき、一般社団法人東京農工大学同窓会(以下「当法人」という。)の入会金及び会費に関して必要な事項について定める。

(入会金及び会費)

第2条 当法人の入会金及び会費は別表のとおりとする。

(規則の改廃)

第3条 この規則の改廃は、総会の承認を得たうえで行うものとする。

(事務)

第4条 入会金及び会費に関する事務は、当法人事務局において処理する。

附則

この規則は、平成30年10月1日より施行する。

(令和3年6月19日 一部変更 70歳以上会員の終身会費納入方法の変更及び年会費納入時期の変更)

別表

	入会金	会費		賛助会費
		終身会費	年会費	
正会員	5,000円 ^{※1,※2}	30,000円 ^{※3}	1,500円	
正会員(留学生及び新たに70歳以上の会員が納入する場合)		10,000円 ^{※3}	1,500円	
準会員(留学生含む)	5,000円 ^{※1,※2}			
賛助会員				30,000円 ^{※4}
賛助会員(留学生)				10,000円 ^{※4}

※1 入会金は準会員になった時に納付することを原則とする。ただし、準会員の時に未納の場合は、卒業又は修了する時に納付しなければならない。

※2 納付した入会金は、これを返付しない。

※3 会費は終身会費として3万円(留学生及び新たに70歳以上の会員が終身会費を納入する場合は1万円)を納付することを原則とするが、年会費として1,500円を当該年度の始めに毎年納付することもできる。

※4 賛助会費は賛助会員の子女が準会員から正会員になったとき、これをその終身会費に変えるものとする。ただし、準会員が中途退学した場合は、納付した者の申出により既に納付した賛助会費を返付することができる。